

広島県告示第五百八十四号

広島県都市公園条例（昭和五十五年広島県条例第二十九号）別表第一の規定により、広島県立みよし公園の附属設備の利用料金の範囲を次のように定め、平成十六年広島県告示第千四百八十二号（広島県立みよし公園の附属設備の利用料金の範囲）は、廃止する。

平成二十二年六月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

区 分		単 位	利用料金の範囲
アリーナ	マイク	一本につき一回当たり	一三〇円以内
	ワイヤレスマイク	一本につき一回当たり	一三〇円以内
	コンデンサーマイク	一本につき一回当たり	一三〇円以内
	補助ミキサー	一台につき一回当たり	二六〇円以内
	レコードプレーヤー	一台につき一回当たり	一三〇円以内
	CDプレーヤー	一台につき一回当たり	一三〇円以内
	カセットデッキ	一台につき一回当たり	一三〇円以内
	D A T	一台につき一回当たり	二六〇円以内
	ステージスピーカー	一台につき一回当たり	六五〇円以内
	モニタースピーカー	一台につき一回当たり	一三〇円以内
	演台	一式につき一回当たり	三九〇円以内
	司会者台	一台につき一回当たり	一三〇円以内
	平台	一台につき一回当たり	一三〇円以内
	金屏風 <small>びょうふう</small>	一双につき一回当たり	六五〇円以内
	指揮者用譜面台	一台につき一回当たり	一三〇円以内
	指揮者台	一台につき一回当たり	一三〇円以内
	音響反射板	一台につき一回当たり	六五〇円以内
	可動ステージ	一台につき一回当たり	二六〇円以内
	パネルスクリーン	一台につき一回当たり	一三〇円以内
	電光得点表示盤	一面につき一回当たり	二、一〇〇円以内
照明設備	一回当たり 一キロワットまでごとに	一三〇円以内	
冷暖房設備	一時間当たり	五、六〇〇円以内	
グランドピアノ	一時間当たり	七〇〇円以内	
マイク	一本につき一回当たり	一三〇円以内	
ワイヤレスマイク	一本につき一回当たり	一三〇円以内	
カセットデッキ	一台につき一回当たり	一三〇円以内	
LDプレーヤー	一台につき一回当たり	一三〇円以内	
ビデオテープレコーダー	一台につき一回当たり	一三〇円以内	
カラーモニター	一台につき一回当たり	一三〇円以内	

視聴覚室

